

-----  
**入 札 公 告**  
-----

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公募する。

令和 5 年 11 月 10 日

高知県・高知市病院企業団  
企業長 村岡 晃

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名：高知医療センター施設管理（設備・警備） 業務
- (2) 履行場所：高知県高知市池 2 1 2 5 - 1  
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（病院本館、  
こころのサポートセンター、がんサポートセンター、ドクター  
ヘリ場外離着陸場、職員宿舎、院内保育所、滞在施設、その他  
施設を含む敷地全体）
- (3) 調達案件の仕様等：別に作成する仕様書による。
- (4) 履行期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間（3 年間）
- (5) 入札方法

ア 入札金額は 3 ヶ年分（税抜）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 郵送等による入札は認めない。

2 入札参加資格

- (1) 単独での参加もしくは自主結成された共同企業体としての参加とし、共同企業体の場合、当該業務のうち設備管理業務を行うものとして 3 社以内、警備業務を行うものとして 1 社、合計として構成員の数は 2 社又は 3 社とする。（合計 4 社以上は認めない。）
- (2) 単独での参加の場合は高知県内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者であることとし、共同企業体の場合、高知県内に主たる営業所を置く者を必ず 1 社以上含むこと。
- (3) 単独での参加の場合、次に掲げるアからキまでのいずれにも該当すること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - イ 公告日において、令和 3 年から令和 5 年までに高知県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る清掃等業務競争入札参加資格者登録名簿（以下「名簿」という。）に、設備保守管理業務（①庁舎等設備総合運転管理）及び警備業務（①建物警備②駐車整理）の両方で登載されていること。
  - ウ この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - エ 平成 30 年度以降に、1 年以上継続して延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の建物の設備管理業務及び施設警備業務を、それぞれ誠実に履行した実績を企業として有すること。

- オ 当該業務に、別紙様式 3-2 に掲げる雇用期間、資格及び実務経験要件を満たす者を配置予定者として申請し、専任で常駐配置できること。また、これらの者については上記の要件をすべて満たせば契約時に変更可能とするが、配置したこれらの責任者については、業務開始後、原則変更することができないものとする。
- カ 申請時点において、別紙様式 3-3 及び様式 3-4 の資格を満たす者を雇用していること。
- キ 過去 2 年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。
- (4) 共同企業体での参加の場合、次のア～ケを満たすものとし、共同企業体結成に関する協定書（別添様式 2-1）を作成し、入札参加申請時に提出すること。
- ア すべての構成員が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 公告日において、すべての構成員が（3）のイの名簿の設備保守管理業務（①庁舎等設備総合運転管理）及び警備業務（①建物警備②駐車整理）に登載されていること。
- ウ イのうち、設備保守管理業務を行う者（3 社以内）が、いずれもイの名簿の設備保守管理業務（①庁舎等設備総合運転管理）に登載されていること。うち 1 社が（3）のエに掲げる設備管理業務の履行実績を有していること。
- エ イのうち警備業務を行う者（必ず 1 社単独で行う。当該者が名簿の設備保守管理に登載されている場合、設備保守管理業務も行うことができる）がイの名簿の警備業務（①建物警備②駐車整理）に登載されており、かつ（3）のエに掲げる施設警備業務の履行実績を有していること。
- オ すべての構成員が、この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- カ 当該業務に、別紙様式 3-2 に掲げる雇用期間、資格及び実務経験要件を満たす者を配置予定者として申請し、専任で常駐配置できること。また、これらの者については上記の要件をすべて満たせば契約時に変更可能とするが、配置したこれらの責任者については、業務開始後原則変更することができないものとする。
- キ 設備保守管理業務を行う者全体で、公告時点において別紙様式 3-3 の資格を満たす者を雇用していること。
- ク 警備業務を行う 1 社が、公告時点において別紙様式 3-4 の資格を満たす者を雇用していること。ただし、自衛消防組織要員については、設備保守管理業務を行う者を含む共同企業体全体の中の雇用者で可とする。
- ケ すべての構成員が、過去 2 年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。
- (5) この入札に共同企業体の構成員として参加する場合は、同時に単独で、もしくは他の共同企業体の構成員としてこの入札に参加しないこと。
- (6) 共同企業体の各構成員の出資比率は、当該共同企業体の出資総額の 20% 以上（ただし構成員が 2 社の場合は 30% 以上）であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先  
郵便番号：781-8555  
高知県高知市池2125-1  
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 事務局業務課  
電話番号：088-837-6735（直通）  
FAX番号：088-837-6766  
メールアドレス：gyoumu@khsc.or.jp（全て半角小文字）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時：令和5年12月11日（月）午前10時より  
イ 場所：高知県高知市池2125-1  
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター  
2階会議室「やなせすぎ」
- (3) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金：別途通知する。  
イ 契約保証金：別途通知する。

### 4 入札参加の方法等

- (1) この入札に参加を希望する者は、提出期限までに次に掲げる書類を3の(1)の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。  
ア 申請書提出期限：令和5年11月22日（水）午後5時まで  
イ 提出書類  
（ア） 入札参加申請書（様式1-1（単体用）又は様式1-2（共同企業体用））  
（イ） 委託業務共同企業体協定書（様式2-1）（共同企業体用）  
（ウ） 使用印鑑届（様式2-2）（共同企業体用）  
（エ） 委任状（様式2-3）（共同企業体用）  
（オ） 業務分担及び企業としての履行実績を証する書類（様式3-1及びそれに掲げる添付書類）  
（カ） 配置予定者名簿（様式3-2及びそれに掲げる添付書類）  
（キ） 設備保守管理業務について、雇用する資格者を証する書類（様式3-3及びそれに掲げる添付書類）  
（ク） 警備業務について、雇用する資格者を証する書類（様式3-4及びそれに掲げる添付書類）
- (2) 入札参加申請者は、入札日の前日までの間において、企業長から入札公告において求められた条件に関し説明を求められた場合には、入札参加申請者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加申請者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、すべて当該入札参加申請者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 一旦受領した書類は返却しない。
- (5) 現場説明会は行わない。
- (6) 質疑  
ア 方法：仕様書等について質疑がある場合は、様式4により3の(1)あて提出すること。FAXまたはメールを可とするが、この場合、着信を電話で確認すること。なお、質疑書の提出は、入札参加が単独

での参加となるか共同企業体としての参加となるかにかかわらず単独企業として提出することができるが、必ず企業名（団体名）等を記載すること。

イ 期限：質疑書の提出期限については、令和5年12月1日（金）午後5時までとする。

ウ 回答：回答については、令和5年12月6日（水）までに随時高知医療センターホームページに掲載する。

<https://www2.khsc.or.jp/>

(7) 指名通知：令和5年12月4日（月）までに、入札参加資格を満たす者の中から指名通知を行う。

5 最低制限価格：設定する。

6 入札要領

次に列挙する概要のほか、指名競争入札心得を熟知すること。

入札書及び委任状様式を様式5及び様式6に示す。

(1) 入札の無効：次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者の入札

イ 委任状を持参しない代理人の入札

ウ 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札

エ 入札書の氏名その他重要な文字及び証印等が誤脱し、その意思表示が不明瞭な入札

オ 同一の入札について他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関して公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札

キ その他入札に関する諸条件に違反した入札

(2) 失格の入札

最低制限価格を下回った価格の入札は、失格とする。

(3) 入札の延期又は中止

入札参加者等が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(4) 代理人による入札

代理人（共同企業体の場合、復代理人）が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(5) 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

(6) 再度入札等

開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札（2回まで。初度入札を含め3回まで。）を行う。再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った入札参加者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行う場合がある。

7 契約書の作成の要否  
要

8 落札者が契約書に記名押印すべき期限  
別途通知する。

9 その他

(1) 本件業務は、業務保証人を要する。落札者が2の(3)イの名簿に設備保守管理業務(①庁舎等設備総合運転管理)及び警備業務(①建物警備②駐車整理)の両方に登載されている者の中から業務保証人を立てられない場合は、契約を締結しない。

ただし、共同企業体として参加する場合であって、名簿の設備保守管理業務(①庁舎等設備総合運転管理)及び警備業務(①建物警備②駐車整理)の両方に登載されている者2社以上で共同企業体を構成する場合は、業務保証人を要しない。

(2) 落札者は、委託期間中、仕様書に定めた委託現場に常勤させる者について、別紙様式3-2、様式3-3及び様式3-4の要件を満たす業務従事者名簿をあらかじめ提出しなければならないが、委託期間の始期と同時にこれを配置することが困難と認められる場合は契約を締結しない。

(3) 落札者は、契約後速やかに(業務開始の少なくとも8週間以上前から)必要と思われる人数の従業員を現場に派遣し、現在の受託者から業務の引継を受けなければならない。なお、当該引継に係る経費はすべて落札者の負担とする。